

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年9月28日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

県有財産の売却

土地の表示

物件名	所在地（地番）	地目	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）
岡団地	大分市大字丹生字岡辻 1093番2、1100番1及び1100番4	原野	1093番2： 1,485㎡ 1100番1： 6,902㎡ 1104番： 966㎡	1093番2： 1,484.39㎡ 1100番1： 6,902.40㎡ 1104番： 966.31㎡
			計 9,353㎡	計 9,353.10㎡

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できない。

- (1) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（申込があったにも関わらず契約を締結しなかった者を含む）
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合
 - （注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③暴力団員が役員となっている事業者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- ⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 大分県総務部県有財産経営室
大分市大手町3丁目1番1号
 - (2) 期間 令和8年9月28日（月）から令和8年10月30日（金）午後4時まで
〔受付時間〕 午前9時から午後4時まで
- ※大分県ホームページへの掲載及び上記により契約条項を示す。

4 開札場所、日時等

- (1) 日時 令和8年10月30日（金）午前11時00分
- (2) 場所 大分市大手町3丁目1番1号
大分県庁舎本館3階 31会議室
※受付は同会議室
- (3) 郵送による入札は認めない。

5 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の5以上

6 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札
なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。
- (7) 入札保証金を差し出さないもの
- (8) 入札保証金の額が見積金額の 5/100 に満たないもの

7 最低制限価格の設定

有 28,068,653円

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札であり、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

9 契約保証金に関する事項

契約書類の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に納付するものとする。